

4南管財第186号
令和4年9月16日

各 位

南島原市長 松本 政博
(公印省略)

南島原市建設工事標準請負契約書第26条第5項の適用について

南島原市建設工事標準請負契約書第26条第5項の規定（単品スライド条項）について、令和4年5月25日付け4南管財第54号で、その適用を通知しているところですが、下記のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

記

1. 適用品目

- ・鋼材類（鉄筋・形鋼・鋼板等）
- ・燃料油（ガソリン・軽油・重油）
- ・アスファルト類（合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等）
- ・コンクリート類（生コン・セメント・モルタル・コンクリート二次製品等）
- ・その他（受発注者間の個別協議において指定した品目）

2. 各適用品目の適用年月日

- ・鋼材類・・・平成20年 7月 1日
- ・燃料油・・・平成20年 7月 1日
- ・アスファルト類・・・平成20年12月 1日
- ・コンクリート類・・・平成28年 9月 1日
- ・その他・・・平成28年 9月 1日

3. 対象となる工事

- ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事
- ①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
②請負代金額130万円以上の工事
③工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4. 対象としない工事部分

- ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5. スライド額の算定方法

（1）スライド額算定の対象とする品目の判定

1. 適用品目に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、スライド額算定の対象品目とする。

(2) スライド額の算定

①対象品目の変動額の計が増額（プラス）側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額（※(1)で鋼材類が対象品目となる場合）
+ 燃料油の変動額（※(1)で燃料油が対象品目となる場合）
+ アスファルト類の変動額（※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合）
+ コンクリート類の変動額（※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合）
+ その他の変動額（※(1)でその他が対象品目となる場合）
<u>一) 請負代金額の1%</u>
<u>= スライド額</u>

②対象品目の変動額の計が減額（マイナス）側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額（※(1)で鋼材類が対象品目となる場合）
+ 燃料油の変動額（※(1)で燃料油が対象品目となる場合）
+ アスファルト類の変動額（※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合）
+ コンクリート類の変動額（※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合）
+ その他の変動額（※(1)でその他が対象品目となる場合）
<u>一) 請負代金額の1%</u>
<u>= スライド額</u>

※対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

6. 運用について

単品スライド条項適用にあたっての運用については、「長崎県建設工事標準請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）適用にあたっての運用【令和4年9月改定版】」のとおり取り扱うこととする。ただし、運用15(7)については、0円以外でも『様式3』によりスライド変更金額を通知するものとする。

7. 本通知の適用年月日

本通知日以降に単品スライド条項に関する請負代金額変更の協議を開始する工事に適用する。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

○平成20年6月30日付け20南管財第714号

「南島原市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

○平成20年12月26日付け20南管財第1692号

「南島原市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

○令和4年5月25日付け4南管財第54号

「南島原市建設工事標準請負契約書第26条第5項の適用について」